

北海道旅客鉄道株式会社 公告第7号

◎北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正について(施行日:令和6年10月1日)

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号)の一部を次のように改正し、令和6年10月1日乗車となるものから施行する。ただし、京阪電気鉄道株式会社に係る改正は令和6年10月1日から施行し、西日本ジェイアールバス株式会社に係る改正は平成28年3月26日から適用する。

令和6年8月23日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

目次第2編第7章第1節中、「通則(第87条の2—第89条)」を「通則(第87条の2—第89条の2)」に改める。

第35条第4項を第5項とし、第3項の次に次を加える。

4 第1項第1号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。

- (1) 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき(スーペリアグリーンの2人用区画にあつては、2人又は1人が乗車するとき。)。ただし、別に定めるところにより、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。
- (2) 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき

第45条(注)書き中、「第74条の4 特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金」を「第74条の4 特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金」に改める。

第46条(注2)ニを次のとおり改める。

ニ 京都市内

近畿日本鉄道株式会社

奈良線、天理線、京都線

京都

同条ホを次のとおり改める。

ホ 大阪市内

阪急電鉄株式会社	
神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線	大阪
近畿日本鉄道株式会社	
難波線、大阪線、信貴線、山田線、奈良線、天理線	鶴橋
南大阪線、長野線	天王寺
阪神電気鉄道株式会社	
本線	大阪、北新地
南海電気鉄道株式会社	
南海本線、高師浜線、加太線、和歌山港線、高野線、鋼索線	新今宮
西日本ジェイアールバス株式会社	
中国高速線	大阪、新大阪

第68条第3項中、「第35条第4項」を「第35条第5項」に改める。

第75条第1項第1号イ(ロ) bを次のとおり改める。

- b 大阪付近西日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線
- 近江鉄道株式会社
- 本線、八日市線
- 阪急電鉄株式会社
- 神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線
- 近畿日本鉄道株式会社線
- 神戸電鉄株式会社
- 有馬線、三田線、粟生線
- 阪神電気鉄道株式会社
- 本線、阪神なんば線
- 南海電気鉄道株式会社
- 南海本線、高師浜線、加太線、和歌山港線、高野線、鋼索線
- 信楽高原鐵道株式会社線

第89条の次に次を加える。

(特別急行列車の区画に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)

第89条の2 区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があつた場合は、当該区画に乗車する旅客の全員が乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。

- 2 区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限り、当該区画に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更後の乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い

もどしをする。